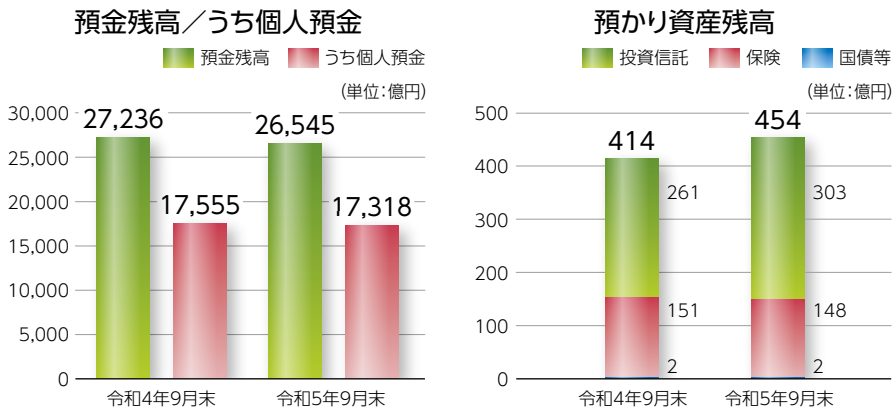


## 業績の概況

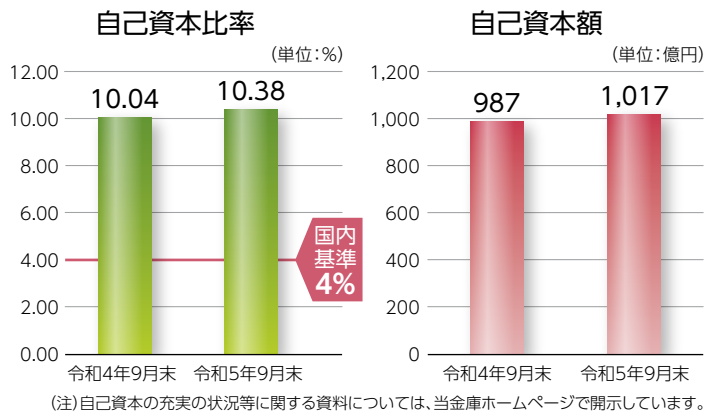
### Q 預金や預かり資産の推移はどうか?

**A** 預金、預かり資産ともにお客さまからの幅広いご支持をいただいて、堅調に推移しています。



### Q 健全性はどうか?

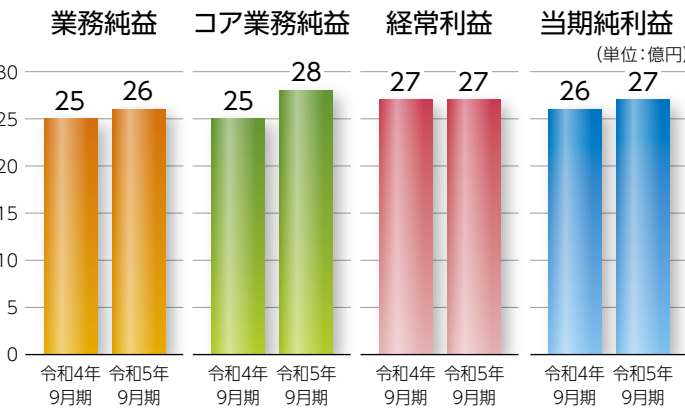
**A** 自己資本比率は国内基準の4%を大きく上回る10.38%を確保しました。



自己資本比率とは 貸出金、保有する有価証券などの資産に占めるリスク額に対して、自己資本(出資金や内部留保など)がどれだけ占めるかを表したもので、金融機関の健全性を示す指標です。当金庫のように国内業務に特化している金融機関は、最低4%が基準(国内基準)として定められています。

### Q 収益力の推移はどうか?

**A** 安定した収益を確保し、高い健全性を維持しています。



コア業務純益とは 業務純益から国債等の債券売却損益等や、一般貸倒引当金繰入・戻入の特殊要因による影響を除いた、実質的な信用金庫の期間収益力を表す指標です。

### Q 有価証券の運用状況はどうか?

■ 売買目的有価証券 → 該当ありません。

■ 満期保有目的の債券で時価のあるもの (単位: 百万円)

区分	令和4年9月末			令和5年9月末		
	取得原価(償却原価)	時価	評価差額	取得原価(償却原価)	時価	評価差額
債券	-	-	-	2,000	1,973	△ 26
国債	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	2,000	1,973	△ 26
その他	-	-	-	1,000	987	△ 12
合計	-	-	-	3,000	2,960	△ 39

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいています。  
2. 上記の「その他」は外国証券です。

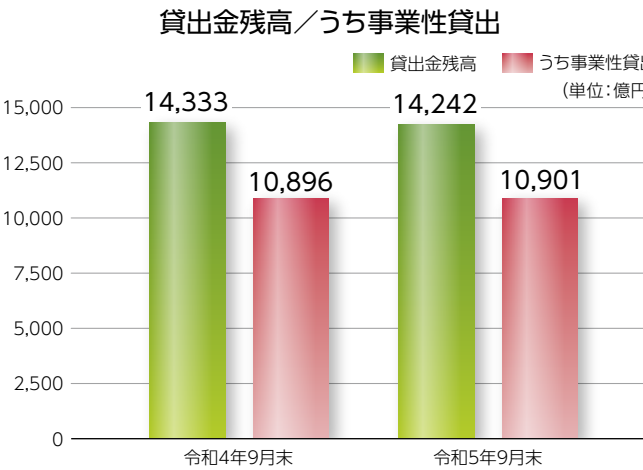
■ その他有価証券で時価のあるもの (単位: 百万円)

区分	令和4年9月末			令和5年9月末		
	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額
株式	776	1,112	336	545	1,114	569
債券	386,736	380,576	△ 6,159	367,647	352,996	△ 14,651
国債	54,163	52,695	△ 1,468	47,225	43,789	△ 3,436
地方債	86,100	84,374	△ 1,726	85,647	81,502	△ 4,144
社債	246,471	243,506	△ 2,964	234,774	227,704	△ 7,070
その他	65,177	63,193	△ 1,984	53,805	52,014	△ 1,791
合計	452,689	444,882	△ 7,807	421,998	406,125	△ 15,873

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。  
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。

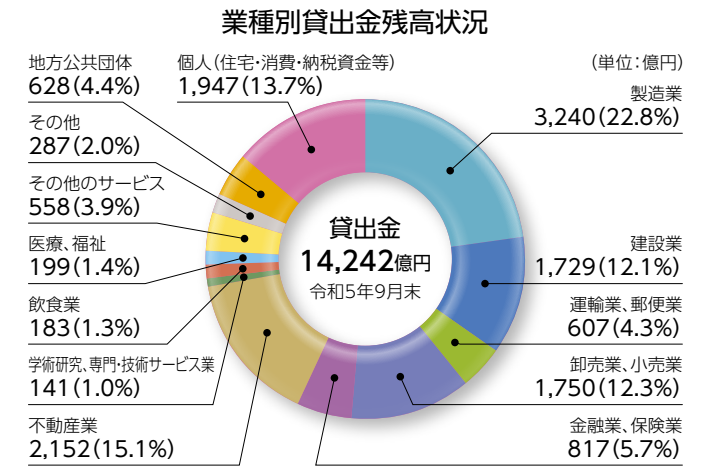
### Q 貸出金の推移はどうか?

**A** 中小企業の景況が厳しいなか、お取引先事業者の資金繰り支援や課題解決型融資を推進しました。



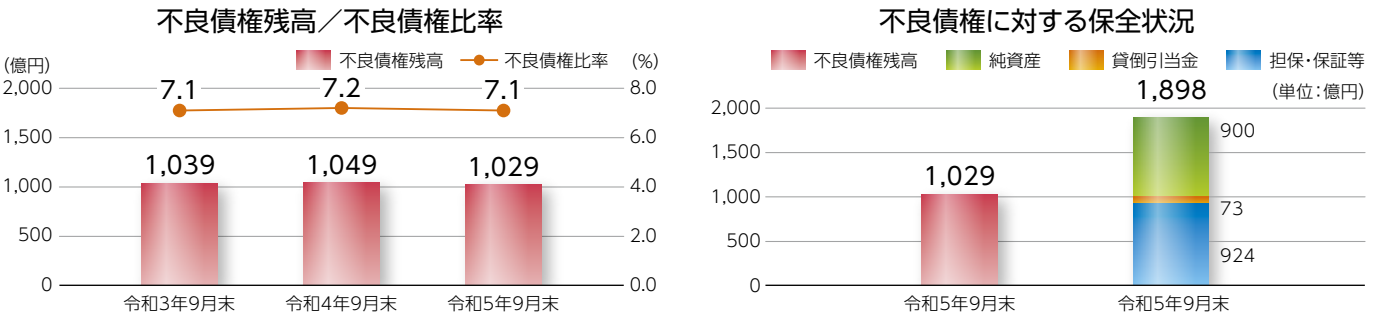
### Q 業種別の貸出金の状況はどうか?

**A** 製造業を中心にバランスを考慮した融資を行っています。



### Q 不良債権の状況はどうか?

**A** 中小企業の景況が厳しいなか、お取引先事業者のモニタリングを行い、経営改善支援に全力で取り組んでいます。また、不良債権につきましては、担保・保証によるカバーや自己資本の充実に努めることにより予想される将来の損失を含め、十分な保全を図っています。



### ■ 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 (単位: 百万円)

債権区分	期	開示残高(a)	保全額(b)				保全率(%) (b)/(a)	引当率(%) (d)/((a)-(c))
			担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	貸倒引当金(d)	担保・保証等による回収見込額(c)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年9月末	32,260	32,260	26,351	5,909	100.00	100.00	
	令和5年9月末	37,738	37,738	31,216	6,521	100.00	100.00	
危険債権	令和4年9月末	70,916	67,217	66,193	1,024	94.78	21.69	
	令和5年9月末	63,706	61,077	60,322	755	95.87	22.31	
要管理債権	令和4年9月末	1,750	1,148	1,056	92	65.63	13.35	
	令和5年9月末	1,465	991	927	64	67.63	11.92	
三月以上延滞債権	令和4年9月末	-	-	-	-	-	-	
	令和5年9月末	-	-	-	-	-	-	
貸出条件緩和債権	令和4年9月末	1,750	1,148	1,056	92	65.63	13.35	
	令和5年9月末	1,465	991	927	64	67.63	11.92	
小計	令和4年9月末	104,927	100,626	93,600	7,026	95.90	62.03	
	令和5年9月末	102,910	99,807	92,466	7,340	96.98	70.28	
正常債権	令和4年9月末	1,342,735	-	-	-	-	-	
	令和5年9月末	1,337,445	-	-	-	-	-	
合計	令和4年9月末	1,447,663	-	-	-	-	-	
	令和5年9月末	1,440,356	-	-	-	-	-	

■ 解説  
1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。  
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「3ヵ月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。  
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。  
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。  
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。  
7. 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。  
8. 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。  
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未取利息及び仮払金です。